第３号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

☑ 新規　□ 変更

（宛先）京都府知事　　平成23年9月29日

住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地） 京都府久世郡久御山町佐山新開地１２８番地	氏名（法人にあっては，名称及び代表者の氏名） 京都機械工具株式会社 代表取締役社長　宇城　邦英 電話　０７７４－４６－３７００

主たる業種	作業工具製造業	細分類番号	2 4 2 4
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	第☑2条第１項第１号 第□2条第１項第２号又は第３号 第□2条第１項第４号	
計画期間	平成２３年４月から平成２６年３月まで		
基本方針	平成２０年～２２年度の平均値を基準に温室効果ガス排出量を６％以上削減する。		
計画を推進するための体制	取締役を本部長とする地球温暖化対策本部会議において、平成２０年～２２年の平均値を基準として、新たな実行計画の進捗管理を実施する。		

温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標

温室効果ガスの排出の量	基準年度（20～22）年度	第１年度（23）年度	第２年度（24）年度	第３年度（25）年度	増減率
事業活動に伴う排出の量	2,400.2 トン	2,605.0 トン	2,778.0 トン	2,778.0 トン	13.3 パーセント
評価の対象となる排出の量	2,778.0 トン	2,605.0 トン	2,778.0 トン	2,778.0 トン	-2.1 パーセント
目標の根拠	・照明のＬＥＤ化推進を積極的に進め、又コンプレッサー・トランスの統廃合を行い電力量の削減に努め二酸化炭素－６％を達成する。				

原単位当たりの温室効果ガス排出量等

事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度（22）年度	第１年度（23）年度	第２年度（24）年度	第３年度（25）年度	増減率
工場	事業活動に伴う排出の量／生産数×(1/100000)	6.50	6.32	6.50	6.50	-1.03 パーセント
	事業活動に伴う排出の量／（　）					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	省エネ設備の導入や作業工程の見直しで温室効果ガス排出量削減をはかる					

重点的に実施する取組の実施計画	基準年度（22）年度	第１年度（23）年度	第２年度（24）年度	第３年度（25）年度	備考
	40.0 パーセント	40.0 パーセント	45.0 パーセント	59.0 パーセント	

具体的な取組及び措置の内容	
（２３）年度	蛍光灯からＬＥＤへの変換と省エネ設備への切替え
（２４）年度	コンプレッサーの統廃合と省エネ設備への切替え
（２５）年度	変圧器の統廃合と省エネ設備への切替え

通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	
措置の内容	ポスターを掲示し、マイカー以外の手段で通勤することを推奨する。
上記の措置を採用する理由	エコ通勤という身近な活動が地球温暖化防止に資することを従業員に自覚させることができるから。

森林の保全及び整備，再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量

区分	第１年度（23）年度	第２年度（24）年度	第３年度（25）年度	備考
森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン	
府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン	
再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン	
グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン	
温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン	
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン	

地球温暖化対策に資する社会貢献活動	ライトダウンキャンペーンに参加
特記事項	

注１　該当する□には，レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は，レ印の記入は不要です。
２　「細分類番号」とは，統計法第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
３　「基準年度」とは，計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
４　「増減率」とは，基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。